

マイナンバー届出書

平成28年1月から行政の効率化、利便性向上のためにマイナンバー制度が実施されました。保育所等の入所申し込みについても、利便性向上などを目的としてマイナンバー制度の対象となり、申込書へのマイナンバーの記入が義務付けされましたので、以下のとおり個人番号の記載をお願いします。

(あて先) 小城市長

	氏名	マイナンバー	児童生年月日
保護者			
申請児童			年 月 日
			年 月 日
			年 月 日
同居の祖父			
同居の祖母			

《 注意事項 》

- 受付時にマイナンバーの確認をしますので、番号が分かるものをご持参ください。
- **単身赴任中の保護者(父母)がいる場合は**、裏面に単身赴任者の「マイナンバー確認書類(個人番号通知カードなど)」と「本人確認書類(免許証など)」を糊付けし、市役所へ提出してください。
- 1号(幼稚園)の新規児童で市内の希望園に直接申込書を提出される場合は、「マイナンバー確認書類(個人番号通知カードなど)」と「本人確認書類(免許証など)」を糊付けし、封筒などに入れて希望園に提出してください。

《 マイナンバー制度にかかるQ&A 》

Q1. マイナンバーは何に使われるのですか

A. 保育料の算定及び支給認定の事務で使用します。マイナンバーを利用することで「所得課税証明書」などの提出が不要となります。(1号てびきP5、2・3号てびきP9参照)

Q2. 今年度の入園申込時にマイナンバーを提示し本人確認は終わりました。しかし、現在は入園待機中となっています。来年度の入園申込時にもマイナンバーの提示や身元確認が必要ですか

A. 在園児で、過去にマイナンバーの提示や身元確認をした場合は必要ありませんが、改めて新規で入園申込をする方は必要となります。

(裏面有)

マイナンバー確認書類貼付用紙

単身赴任中の保護者(父母)がいる場合は、下記に単身赴任者の「マイナンバー確認書類(個人番号通知カードなど)」と「本人確認書類(免許証など)」を糊付けしてください。

(父)

(母)

①マイナンバー(個人番号)確認書類(コピー)

★「個人番号カード(顔写真入り)」又は「個人番号通知カード(顔写真なし)」若しくは「マイナンバー付きの住民票」

(父)

(母)

②本人確認書類(コピー)貼付欄

★顔写真付きの証明書(運転免許証、パスポート、住民基本台帳カード、在留カード等)

※顔写真付きの証明書をお持ちでない方は、健康保険証、年金手帳、児童扶養手当証書、児童扶養手当証書等のうち、2点が必要です。

★①で顔写真入りの個人番号カードを貼付された場合は不要です。